

政務活動費の透明性の向上に関する決議

全国的に政務活動費の私的流用や不適切な使用など、不正事案が次々と明らかとなり、地方議会や議員活動に対する住民の信頼を大きく揺るがすものとなっている。

政務活動費は、交付を受けた会派及び議員が、使途基準を遵守し、支出について、住民に対し説明責任をしっかりと果たしていくべきものであり、会派及び議員が改めてこのことを強く自覚しなければならない。

加えて、失われた住民の信頼を早急に回復するために、各議会において適切な手法により、政務活動費の透明性のより一層の向上を図っていく必要がある。

我々議長は、強いリーダーシップを発揮し、取り組んでいく所存である。

以上、決議する。

平成 28 年 12 月 13 日

全国都道府県議会議長会